

令和 5 年
4 月 1 日から

大阪広域水道企業団水道事業の指定給水装置工事事業者は、 企業団の給水区域全域で給水装置工事を施工できます。

企業団では、**指定給水装置工事事業者について、令和 5 年 4 月 1 日から各水道事業ごとではなく、企業団として 1 指定（企業団に統合した 13 の水道事業で共通指定）に変更**しています。



令和 5 年 4 月 1 日から
企業団の給水区域全域で給水装置工事を施工できます。

企業団
1 指定
対象者

◆令和 5 年 4 月 1 日から、新規指定を申請する事業者は、自動的に 1 指定となります。

※令和 5 年 3 月 31 日時点で、企業団において、1 つ以上の水道事業で指定を受けていた指定給水装置工事事業者は、自動的に 1 指定に移行しています。
※今後、企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合も、1 指定となります。

指定の
有効期限

◆有効期限は 5 年

※ 1 指定への移行にあたっては、現在の指定の有効期限をそのまま引き継ぎます。
※なお、複数の水道事業から指定を受けている場合、指定の有効期限は複数の指定のうち**最長の有効期限**となります。

手数料

◆指定手数料は、10,000円

◆指定更新手数料は、10,000円

◆指定事項の変更に伴う指定証の再発行手数料は、2,000円

受付窓口

◆指定、更新、変更及び指定証の再発行は、13水道センターのうち、**ご希望される水道センター 1 か所**で受け付けます。 ※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

(注意) 給水装置工事の申込みは、従来どおり、給水装置工事を施工する地域の水道センターで受け付けとなります。
別地域の水道センターでは受付できませんので、ご注意ください。

大阪広域水道企業団の給水区域
(企業団に統合した 13 の地域)

- 能勢町
- 豊能町
- 四條畷市
- 藤井寺市
- 大阪狭山市
- 太子町
- 河南町
- 千早赤阪村
- 忠岡町
- 熊取町
- 田尻町
- 泉南市
- 阪南市
- 岬町



(令和 6 年 4 月時点)

※今後、企業団への統合団体が増加すると、給水区域も増加します。

例



企業団 1 指定と複数の水道事業（統合予定団体）の指定を受けている A 事業者の場合

現在

| 指定 (各水道事業ごと) | 指定の有効期間の 満了日 |
|-----------------|--------------------------|
| 〇〇町第□□号 | 令和 7 年 9 月 29 日まで |
| 大阪企第●●号 | 令和 7 年 9 月 29 日まで |
| ◇◇市第△△号 | 令和 8 年 9 月 29 日まで |

企業団 1 指定や各水道事業ごとに
指定証を発行しています。

最長の有効期限

統合

令和 5 年 4 月 1 日～

| 指定 (企業団 1 指定) | 指定の有効期間の 満了日 |
|---|--------------------------|
| ◇◇市 第△△号 もしくは (再発行した) 大阪企 第●●号 | 令和 8 年 9 月 29 日まで |

◆お手持ちの**最長の有効期限**の指定証をそのまま使用できます。

◇新旧の指定番号は、読替えにより対応します。

◇希望される方は、「大阪企第●●号」の指定証を再交付します。

・指定証は、受付した水道センターの窓口又は郵送での交付となります。

・再発行手数料は、2,000円です。

◆再交付を希望されない場合、旧の指定証は、次回更新時に
受付した水道センターにおいて、新しい指定証と差し替えます。

手続について

Q 1 指定の手数料はどのようになるの？

- ◆ 指定手数料 1件 10,000円
- ◆ 更新手数料 1件 10,000円
- ◆ 指定証の再発行手数料 1件 2,000円

Q 次の更新時、受付はどこでできるの？

- ◆ 企業団の13水道センターであれば、どこでも受付できます。
 - ◆ 更新手続の書類をご希望される水道センター 1か所に持参又は郵送することで手続していただけます。
- ※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

Q 給水装置工事申込みの受付はどのようになるの？

- ◆ 給水装置工事を施工する当該地域の水道センターへ申込みをしてください。
- 例) 藤井寺市内で給水装置工事を行う場合は、藤井寺水道センターへ申込みが必要です。
- ※施行基準は水道センターごとに異なりますので、ご注意ください。

Q 手続の様式はどこからダウンロードできるの？

- ◆ 企業団ウェブサイトからダウンロードできます。

様式は、こちらからアクセスできます。
詳しい手続方法も掲載しています。



様式ダウンロード

指定事項について

Q 新しい指定番号や指定の有効期限はどうやって確認するの？

- ◆ 企業団ウェブサイト掲載の指定給水装置工事事業者一覧(名簿)で、確認できます。

<https://www.wsaosaka.jp/soshiki/chousei/iigyosha/8410.html>

Q 指定事項に変更がある場合は？

- ◆ 様式に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター 1か所へ提出してください。

指定証について

Q 新しい指定証が欲しい場合は？

- ◆ 希望される方は、様式に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター 1か所へ提出してください。
- ※ 指定証再発行手数料 1件 2,000円
- ◆ なお、旧の指定証は新しい指定証と差し替えますので、併せて水道センターへ提出してください。
 - ◆ 郵送による交付を希望される場合は、様式に必要事項を記入の上、返信用封筒、切手及び旧の指定証を同封して、水道センターへ送付してください。
- ◇【指定証送付用封筒】(定形外郵便 角形2号)
封筒に送付先を記入し、送付用切手140円添付

問合せ先及び受付水道センター

| 水道センター | 住所 | 電話番号 |
|------------|--|------------------|
| 藤井寺水道センター | 〒583-0027 藤井寺市岡一丁目1番1号(藤井寺市役所内) | 072-939-1324(直通) |
| 泉南水道センター | 〒590-0521 泉南市樽井737番地 | 072-482-6551(直通) |
| 四條畷水道センター | 〒575-0051 四條畷市中野本町1番44号 | 072-876-6221(直通) |
| 大阪狭山水道センター | 〒589-0005 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1(大阪狭山市役所内) | 072-349-9413(直通) |
| 阪南水道センター | 〒599-0204 阪南市鳥取74番地の1 | 072-470-2155(代表) |
| 豊能地域水道センター | 〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台一丁目2番地の3 | 072-738-3311(直通) |
| 忠岡水道センター | 〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番地1号(忠岡町役場内) | 0725-22-1122(代表) |
| 熊取水道センター | 〒590-0412 泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番4号 | 072-452-0357(直通) |
| 田尻水道センター | 〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1(田尻町役場内) | 072-466-5012(直通) |
| 岬水道センター | 〒599-0303 泉南郡岬町深日2000番地の1(岬町第2庁舎内) | 072-492-4140(直通) |
| 太子水道センター | 〒583-0995 南河内郡太子町大字山田88番地(太子町役場内) | 0721-98-5536(直通) |
| 河南水道センター | 〒585-8585 南河内郡河南町大字白木1359番地の6(河南町役場内) | 0721-93-2500(代表) |
| 千早赤阪水道センター | 〒585-8501 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地(千早赤阪村役場内) | 0721-26-7165(直通) |